

岩倉市基準該当生活介護加算支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第30条第2項に規定する基準該当事業所に対して加算を支給することにより、身体障がい者の福祉の向上を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(加算の対象となる障害福祉サービス)

第2条 加算の対象となる障害福祉サービスは、法第5条第6項に規定する生活介護とする。

(加算の種類及び対象者)

第3条 加算の支給対象となる障がい者は、市内に住所を有する者とし、加算の種類及び対象者については次の各号のとおりとする。

(1) 重度障がい者加算 法第21条第1項により、障害支援区分5又は6の判定を受けている者

(2) 入浴加算 入浴サービスを受けた者

(3) 送迎加算 送迎サービスを受けた者

(加算の額)

第4条 加算の額については、生活介護を利用する身体障がい者1人

ごとに1日につき、次の各号のとおりとする。

(1) 重度障がい者加算 1,500円

(2) 入浴加算 400円

(3) 送迎加算（片道） 540円

(加算の請求)

第5条 加算の支給を受けようとする基準該当事業所は、生活介護を

提供した月の翌月の10日までに、岩倉市基準該当生活介護加算請求書（様式第1）に岩倉市基準該当生活介護加算明細書（様式第2）及び岩倉市基準該当生活介護加算実績記録票（様式第3）を添えて、市長に請求しなければならない。

2 市長は請求があった場合、内容を審査のうえ、請求書を受け取った日から起算して30日以内に支払うものとする。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、加算の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1（第4条関係）

年 月 日

岩 倉 市 長 殿

事業所の所在地
事業所の名称
代表者職氏名
電話番号

岩倉市基準該当生活介護加算請求書

このことについて、次のとおり関係書類を添えて請求します。

年 月分

請求金額	円
------	---

明細書件数（件）

金融機関名	支店名	科 目	口座番号	口座名義人
		普通・当座		

様式第2（第4条関係）

岩倉市基準該当生活介護加算明細書

年 月分

受給者証番号	
障害支援区分	区分
氏 名	

サービス内容	算定額 (円)	算定回数 (回)	当月算定額 (円)
重度障がい者加算	1,500		
入浴加算	400		
送迎加算（片道）	540		
合 計			

